

さぬき水田営農だより

経営所得安定対策の加入手続き はお済みですか？

ただいま、経営所得安定対策の加入申請(交付申請書)の受付中(4月1日～7月1日)です。

この対策の交付金を受け取るには、確実に加入申請を行う必要があります。
申請モレがないよう、早めに手続きを済ませましょう。

(対策の概要は、「農林水産省ホームページhttp://www.maff.go.jp/」に掲載されています。)

締め切り
7月1日(月)

対策の内容、加入要件などのお問い合わせは…

中国四国農政局高松地域センター(農政推進グループ) 電話 087-831-8185

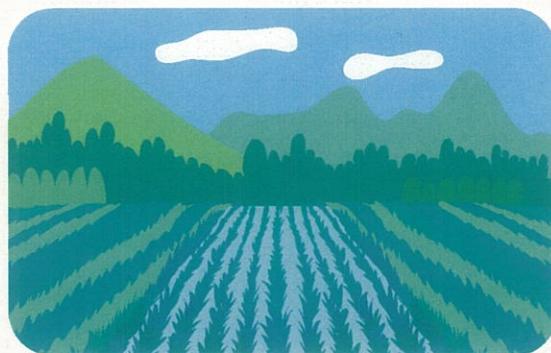
あなたの水田は大丈夫？

～3年以上の不作付地は、交付対象水田から除外される可能性があります～

米の直接支払交付金を受ける方が調整水田等の「不作付地」を有している場合は、「不作付地の改善計画(3年を目処に解消)」を作成し、市町の認定を受ける必要があります。

「不作付地の改善計画」の達成予定年までに作物の作付が行われず、その翌年も作付が行われないことが確実な場合には、当該不作付地は米及び水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外されます。(一度除外された水田では、米や麦などを作付けしても交付金は支払われません)。

将来、販売用に作物の作付けを再開したり、担い手に預けたりする際には、交付対象水田から除外されていないことが重要です。



不作付地解消のポイント

調整水田 → 飼料用米等の積極的な作付けの検討

自己保全管理 → 麦・大豆・野菜等の積極的な作付けの検討

2頁に続く

不作付地の解消に努めましょう!

過去に市町に「不作付地の改善計画」を提出した農地を確認し、早期に作物の作付けを再開して不作付地を解消しましょう。

自分で解消が困難な場合は、他の生産者への貸付も検討してください。



まずは、その農地の達成予定年を確認し、下の質問に答えながら、交付対象水田から除外されない選択をしましょう!!

その水田は、
24年度までに
改善する予定だった。

いいえ

改善計画に基づいて、
計画的に不作付地を解消しましょう！

はい

改善計画を達成した

いいえ

その水田で、
25年度に
作物の作付けを
計画している。

いいえ

その水田は、不作付
地の改善が見込ま
れない農地として、
交付対象水田から
除外されます。

はい

実施計画書に
作付予定を記入した。

いいえ

実施計画書の修正
を申し出てください。確実に作物を作
付けすれば、交付対
象農地から除外さ
れません。

交付対象農地から
除外されません。引
き続き、農産物の生
産を継続して農地
を有効活用し、農業
経営を安定させま
しょう！

確実に作物を
作付けすれば、
交付対象農地から
除外されません。



○実施計画書に「*」マークがついている農地は、交付対象水田です。

「*」マークがついていない農地は、すでに交付対象外水田になっています。

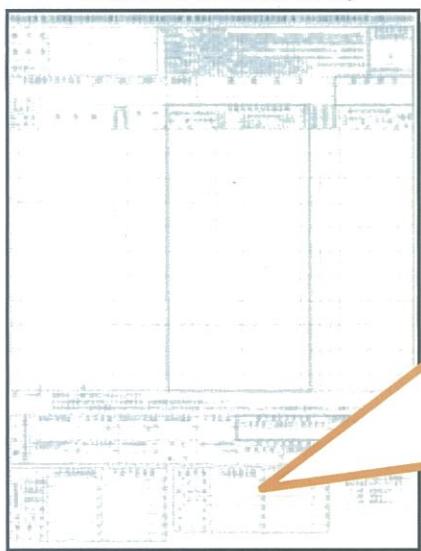
○交付対象外水田でも、「畑作物の直接支払交付金」は交付対象になりますし、産地資金のうち、「麦担い手集積加算」、「麦作拡大加算」、「大豆担い手集積加算」は、要件をクリアすれば、畠地扱いとして例外的に交付されます。

畑作物の生産数量目標の設定方法について

農地ごとの作付作物を記載いただく「実施計画書」には、畑作物(小麦、はだか麦、大豆、そば、なたね(油糧用))の生産数量目標とその面積を記載する欄があります。

これらは、農業者の方自身が設定することとされていますので、確認の上、記載するようになります。

実施計画書(複写式)



25年度の実施計画書の場合

「生産数量目標」は、国が定めた次の設定ルールに従い、農業者の方自身が設定します。

麦

JAや実需者と締結した25年産に係る播種前契約に基づく出荷契約数量(昨年度に締結)を基本とし、その数量を下回らないように設定してください。

種子用麦は含めないでください。

大豆

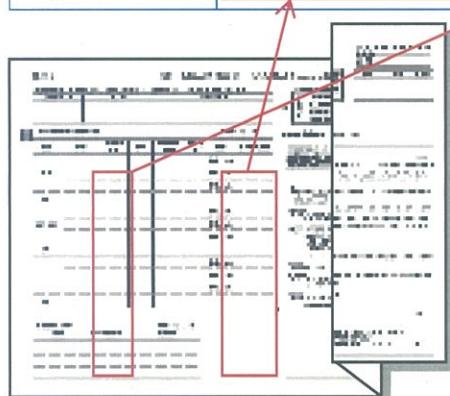
JAや実需者と締結する25年産に係る播種前契約に基づく出荷契約数量(本年度に締結)を基本とし、その数量を下回らないように設定してください。

黒大豆は含めないでください。

対象作物	生産数量目標	作付面積
麦	小麦	kg a m ²
	はだか麦	kg a m ²
	その他	kg a m ²
大豆	kg	a m ²
そば	kg	a m ²
なたね	kg	a m ²

そば・なたね(油糧用)

JAや実需者と締結した25年産に係る播種前契約に基づく出荷契約数量や実需者と締結した播種前契約に基づく数量を基本とし、その数量を下回らないように設定してください。



●ただし、予定面積(契約面積)よりも、実際の作付面積が減少した場合は、契約書から転記せず、実際の作付面積に見合った生産可能な数量を目標に設定してください。

●JA以外と直接販売契約している場合は、契約書のコピー等を添付してください。
(JAと契約している場合は、JAから国へ一覧で提出されます。)

例)25年産麦の出荷契約書(JA出荷の場合)

販売農家の確認書類を保存しておきましょう!

交付金の交付を受けるためには、対象作物ごとの出荷・販売状況が分かる書類(当年産の出荷・販売伝票の写し等)の提出が必要です。大切に保存しておきましょう。

なお、米の直接支払交付金については、当年産の水稻共済細目書異動申告書を共済組合等に提出していれば、出荷・販売状況の分かる書類の提出を省略することができます。

水稻の品質向上対策

～「さぬき米」の名声の復活を目指して～

香川県産米は、かつては品質、食味とも良かったことから、「さぬき米」として高く評価されていました。しかし、現在では、温暖化による高温障害で慢性的な品質低下に陥り、1等米比率が1ケタ台の年が多く、全国でも最低レベルとなっています。以前のような「さぬき米」の名声を復活させるためには、まず品質を向上させることが重要です。以下の対策で品質向上を目指しましょう。

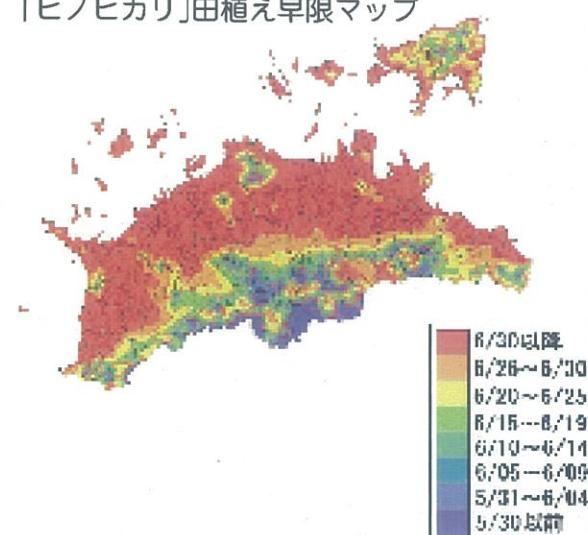
①「ヒノヒカリ」の田植時期の設定

温暖化の影響により登熟期の気温が上昇した結果、「ヒノヒカリ」田植え早限マップ

「ヒノヒカリ」の高温障害を避けようすると、右の田植え早限マップに示された時期に田植えをする必要があります。

しかし、平野部で6月30日以降の田植えは、水利面を含めて現実的には難しいので、なるべくマップに示された時期に田植えを近づけることとし、下記の「栽培管理の適正化」とあわせて品質の良い米の生産に取り組みましょう。

なお、このマップは稚苗移植栽培を想定しているため、稚苗では田植えの20日前に播種してください。



②「ヒノヒカリ」の栽培管理の適正化

①育苗	種子消毒等の病害虫対策を確実に実施し、厚播きを避け(稚苗の場合、1箱当たり催芽粉180g)、太くしっかりした健苗を作りましょう。
②土づくり	根が浅いと高温の影響を受けやすくなるので、作土深を確保(15cm以上)します。また土壤の養分のバランスを考慮して土壤改良資材を施用し、有機物(麦わらや堆肥)を積極的に投入しましょう。
③施肥	基肥が多いすぎると、粒数が多くつきすぎて登熟が悪くなる傾向があります。地域の栽培しおりを基本とし、地力や前作を考慮して施肥設計を立てましょう。
④田植作業	密植や植付本数が多いすぎると、生育が過繁茂となって品質低下の原因となります。適正な栽植密度(坪50~60株(株間は18~22cm、1株植付本数3~4本)とし、植付深度2~3cmで田植えしましょう。

予告!

～大豆・麦生産体制緊急整備事業の公募が始まります～

水田営農だより51号(平成25年3月25日発行)で紹介した「大豆・麦等生産体制緊急整備事業」の公募が7月から始まる予定です。リース事業は1/2以内補助の予定で、農機具等の導入で麦栽培を拡大するチャンスです。詳細は6月中旬頃に香川県農業再生協議会ホームページと水田営農だより特別号でお知らせする予定です。(HPアドレス <http://www.kagawa-saiseikyo.jp/>)

●内容に関するお問い合わせ先

香川県農業協同組合中央会 指導部指導課
香川県 農政水産部 農業生産流通課

TEL:087-825-2503
TEL:087-832-3418

●経営所得安定対策に関するお問い合わせ先

中国四国農政局 高松地域センター(農政推進グループ) TEL:087-831-8185

※当資料の「経営所得安定対策」に係る記載については、発行月現在の情報を基にしたものであり、今後、国がその内容を変更する可能性もありますのでご留意ください。